第２０回　自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「個人情報保護」

条例案

市及び市議会は、日田市個人情報保護条例（平成16年条例第2号）に基づき、個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護に資するため、市及び市議会が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
「個人情報保護条例に基づく」という表現を、「別に定める条例基づく」と改める。個人情報保護が壁になっているところがないか。例えば、もし要援護者の情報がなかなか伝わりにくいなど個人情報保護がネックになっている現状があるのであれば、そこを留意したような文言が入ってもよいとは思うが、特になければこのままでもよいと思う。	「基本的人権の擁護に資するため」という文言があるが、少しオーバーな表現ではないか。個人情報保護法には、ここまでは書いていない。日田市の個人情報保護条例には確かに書いているが、ここまで入れる必要はないのではないか。			
「個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護に資するため」となっているが、同じ事を繰り返しているのであれば入れる意味はないと思う。条文としては「基本的人権の擁護に資する」ということを外すということでよいと思う。説明欄で書き込むこととして、「過度の個人情報保護でやりにくくなっている現象が見受けられるので、過敏に個人情報保護を主張し過ぎているところはバランスを図っていきたいと思います」という説明が少し入るとよいと思う。				

まとめ

① 個人情報保護条例に基づくという表現を、別に条例で定めるのように改める。
② 基本的人権の擁護に資するという表現は少し大げさな気がするので外すべき。
③ 説明欄で、「過度の個人情報保護でやりにくくなっている現象が見受けられるので、過敏に個人情報保護を主張し過ぎているところはバランスを図っていきたい」のようなことを入れる。
④

第２０回　自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「パブリックコメント手続」

条例案

① 市は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

② 市は、前項の規定により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
主語については、今は「市は」となっているが、「市長等は」にした方がよいと思う。第１項では、「市政に係る重要な政策等を定めるときには」として、第２項では、「意見を踏まえて定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表するものとする」となるのではないか。	市民が判断しやすく意見を出しやすいような情報提供の在り方を併せて行わなければならないというような文言が入るとよいのかもしれない。そして、解説のところで「パブリックコメントにおいてはなかなか意見が出にくい状況にあります。これは、市民の関心事と違うから関心が無いという可能性もありますが、一方で行政の情報提供の仕方に問題がある可能性があるので、そこについて留意を促したのがこの条文です」というような説明があるとわかりやすいような気がする。	この項目に関しては、意見提出手続要綱と行政手続条例の整理が必要だと思う。要綱では、政策等の意見公募をするとしておいて、条例では規則等の意見公募をするというのは変な感じがする。本来は、自治基本条例を受けて行政手続条例を改正し、意見提出手続要綱を吸収するという流れになるかと思う。	日田市でパブリックコメントをして何件くらい意見が出てくるのか。	今、総合計画の後期基本計画を策定していてパブリックコメントをして意見を募集したが１件も出てきていない。昨年あった酒蔵利活用に関するパブリックコメントについては市民の関心が高かったということでかなりの件数が出てきたというのが実情。
			パブリックコメントで意見が無かったような時には、それで済ますのかどうか。パブリックコメントを３０日間したが何も意見が無かったので、予定通り進めたという流れになってしまう。何らかの仕組みで意見を吸い上げることはできないのか。	総合計画の後期基本計画の話で言うと、地域審議会というのが旧市町村単位であるので、その場に出向いて説明を行った。また、総合計画の策定を諮問する附属機関として総合計画審議会があるので、そこでも意見をいただきながら進めている状況。パブリックコメントで意見がゼロだったので、それに代わる何かするということまでは考えていない。
			第２項に「提出された意見を考慮して意思決定を行う」となっているが、意見の考慮が意思決定に直接結びつくようなイメージを受ける。例えば、「意見を考慮して政策等の策定を行う」のようにしてはどうか。それと、「意見に対する考え方を公表する」とあるが、どのようなことを想定しているのか。	今行っているパブリックコメントでも、提出意見があった場合には、出された意見に対して市としての考え方を示して公表している。

まとめ

① 第１項は、「市政にかかる重要な政策等を定めるときは」とし、第２項は「意見を踏まえて定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表するものとする」とする。
② 市民が少しでも意見を出しやすいように論点を明確にした資料なども公表するという内容に。
③
④

第２０回　自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市外の人々等との交流及び連携」

条例案

市民及び市は、相互のつながりがまちづくりにおいて重要であるとの認識の下に、市外の人々、団体等との交流及び連携を図るとともに、得られた知識や意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
これからの時代を考えると国際交流も入れた方がよいような気がする。	やや技術的だが、「実質的な連携」のような文言を入れておいて、説明文の中で「実質的な連携と入れたのはこのような理由です」という解説をしていく。「連携と言っても、実際は話が詰められていなかったりしますのでそれでは駄目です。実のある実質的な連携をしていくという趣旨から、敢えて実質的連携という言葉を使いました」というような説明があればよいかもしれない。	この前の九州北部豪雨で日田市も被災したことも考えると、自治体間の連携というのは大事なことであり、この項目については「自治体あるいは国との連携」と「市民レベルでの交流」との２本柱でいくべきだと思う。		
一つは、最近流域単位での交流などがあって、日田市では既に行われていると思うが、そのようなことをより一層推進していくことを説明文などにでも入ってくればいいのかなと思う。後もう一つは、日田市だけでなく全国どこでもそうであるが、何かをする際に振興局単位でバラバラに考えて全体が見えないというのはよくあること。全体像が見えるように、地域内交流とか地域内連携について説明文の中で「これまで振興局単位などの形でバラバラでやっていてお互い何をやっているかよくわからなかった。これからは、それではよくないので全体を見ながら議論していくような場を設けていきたいと思います。」といったことなど、一言あればよいと思う。	条文の主語に市議会も入るべきではないか。市民等、市長及び市議会としてはどうか。			
	交流に関しては大きく分けて団体レベルでの交流と市民レベルでの交流とありますが、市民レベルでの交流に関しては外との連携と日田市内部での連携が必要かなと思う。			

まとめ

① 国県他の自治体との連携、とりわけ災害対応などを念頭に置きながら連携を図っていく必要性があるということ。
②

第２０回　自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「条例の見直し」

条例案

① 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民参画により、この条例の検証を行うものとする。

② 市長は、前項に規定する検証の結果、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
５年というのは、一つの周期だと思うので、その間に見直しを何回やってもよいという考え方でよいと思っており、４年でも５年でも構わないと思う。他自治体では「社会情勢に適合した」とか「必要に応じて」などの理由で見直すとしている。今の条文案では、単に５年の間に見直しをするしかなく、取りあえず見直せばよいと読めてしまう。「検証」と「見直し」という言葉の使い分けの整理も必要。	「５年を超えない期間ごとに」となっているが、「５年を超えない期間内に」としてはどうか。「ごとに」だと「５年間に１回」というように捉えられかねない。ニセコ町では４年の間に条例の内容がふさわしいものかの議論を必ずして、その結果として条例改正が必要となれば改正する。あるいは条例改正はしないとしても、自治基本条例に見合った他の制度が出来ていなければ、その制度を改正しますという流れになっている。			
市長が見直すというよりも市民が議論して検証し、それを受けて市長が見直しをするかどうかを検討するという方がよいのではないか。				

まとめ

①
②